

第3回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会

日時 平成31年3月8日（金）

午前10時～

会場 中央卸売市場

3階中会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 中央卸売市場業務条例改正の方針について

① 意見書について

② スケジュールの確認について

(2) 浜松市中央卸売市場経営展望の取り扱いについて

(3) その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会委員(協力会理事)

委員区分	役職名	備考
水産卸会社	(株)浜松魚市代表取締役社長 宮地 一郎	
水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長 白井 君夫	
青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長 松井 英司	
青果卸会社	(株)浜中代表取締役会長 池田 規 (株)浜中取締役社長 岡田 力也	
水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長 荒木 定雄 水産仲卸組合副理事長 櫻井 秀己	
青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長 伊藤 嗣男	
青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長 村上 百里	
果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長 松本 光由	
水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長 春日 大史	
関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長 山田 晴久	

開設者	産業部農林水産担当部長 山下 文彦 産業部農業水産課長 北嶋 秀明 産業部中央卸売市場長 山本 和美	
-----	--	--

市場協力会	市場協力会事務長 小粥 康弘	
-------	----------------	--

管理事務所	産業部浜松市中央卸売市場 中村 直行 高柳 光男 古橋 育三 池谷 謙司 三浦 宏之 浅井 祐城 山田 正樹 産業部農業水産課課長補佐 河野 和世	(法改正) " (経営展望) " " "
-------	--	-------------------------------------

第3回あり方研究会 席次表

(株)浜中 池田 規	北嶋 秀明	開設者 山下 文彦	山本 和美	(株)浜松魚市 宮地 一郎
(株)浜中 岡田 力也				浜松魚類(株) 白井 君夫
浜松青果(株) 松井 英司				水産仲卸組合 荒木 定雄
青果仲卸組合 伊藤 嗣男				水産仲卸組合 櫻井 秀己
青果物商業協同組合 村上 百里				水産物商業協同組合 春日 大史
果物商業協同組合 松本 光由				関連事業協同組合 山田 晴久
				市場協力会 小粥 康弘
	山田 正樹	池谷 謙司	事務局 高柳 光男	中村 直行

河野 和世	三浦 宏之	浅井 祐城	古橋 育三
-------	-------	-------	-------

平成31年1月26日～29日意見書内容確認ヒアリングについて

・開設者の卸売市場法改正の方針説明を受けて、市場関係者の意見及び開設者の考え（※青果・果物・水産商協（売買参加者、買出人）、関連事業者からの意見なし。）

取引参加者	取引参加者意見	ヒアリングでの意見聴取
卸売業者 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通ルール以外のルールは規定しないのであれば、売上高割使用料についても撤廃をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青果部委託率 6 割、水産物部委託率 1 割が現状。 ・ この委託率の差で、売上高割使用料率が同じであることが厳しい。 ・ 3つのルール規制緩和により実績確認が不透明となり、不公平を感じる。 ・ 市場内業者全体が公平となるため、面積割に統一すべきである。 ・ 開設区域の撤廃から兼業業務を一律に本業（卸売り）と捉えられるのは厳しい。料率を下げ、公平に賦課するのなら、折り合える。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正の進捗が浜松は早すぎるのではないか。
卸売業者 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高割使用料の撤廃 ・ 取引ルールについては、近隣市場(名古屋・静岡)と同調すべきではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が示す方針は賛成だが、売上高算定基準の確認が難しくなるではないか。 ・ 特に、直荷引き、卸兼業、産地直送の実績確認が掴めず、不公平にならないか。 ・ 今回の法改正を機に、面積割使用料の値上げ、駐車場の有料化などを考え、面積割に統一するいい機会である。今すぐとはいかないが、検討していくべきである。 ・ 仲卸直荷引きが現認されず、開設者の指導もなく残念である。 ・ ただ、現行条例での直荷引き売上高割使用料の算定基礎である販売金額を把握することは、卸と違い、難しいと考える。 ・ 市場外仕入実績額の把握が確実なら、これを算定基礎にするのが適切と考える。 ・ 他市場の情報収集を行い、近隣とは歩調を合わせるべきである。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正の進捗が浜松は早すぎるのではないか。

取引参加者	取引参加者意見	ヒアリングでの意見聴取
卸売業者C	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法令遵守事項に沿った形で条例を検討していく中で、特に禁止事項は設けない様にして欲しい。 ・取引の実態に合うルール作りを、利害関係者のない立場として、開設者も参加する形で検討していく必要があると思う。 ・市場内に共通するルールは、取引ルールとして公表し、個別の案件は公表しない対応を望みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に規制緩和方向。浜松市だけが規制するということがないように。 ・東京、大阪は、浜松の規制継続による進出を狙っている。 ・浜松が食品の拠点とし、加工、配送も含め、卸・仲が連携しなければならない。 ・規制緩和による取引参加者間での取引ルール付けは考えるべきであり、市は、オブザーバーとして参加してほしい。 ・こうした取引ルールを取引参加者で話し合う場が必要である。 ・会社の戦略的なこと、すべてを開示（公表）しなければいけないのか。 ・市場使用料を公平にとるべきであり、施設使用料のみに頼るのであれば、駐車場の有料化など収入源の検討をするべきである。
卸売業者D	<ul style="list-style-type: none"> ・取引条件の廃止については、附帯条項等なんらかのルール作りは必要と思う。 ・無秩序の中では、混乱を生じると思う。 ・取引委員会において、利害関係者間の調整をし、策定されたルールについては、確認、徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯条項とは、「第三者販売、商物一致、直引き」のことで、条例規定はしなくとも取引参加者で共通認識のルール作りが必要と考える。 ・卸の委託集荷に対し、昔は、仲卸の代表者などが取引判断をしていた。そのため、残品が出て仲卸が買い支えてくれた。今は、仲卸の販売先担当者判断から、必要数の確保に留まり、余分な物品を取らないのが実情。 ・仲卸の直荷引きの使用料の算定基準である販売金額の区分経理は難しいと考える。市場外仕入金額の把握が確実ならそれを算定基礎にしてもいいと感じる。 ・市の方針は間違っていないと思っている。取引参加者との間では、条例がなくても取引秩序的なルールが必要と考える。 ・今の取引委員会は、内容がない。取引参加者が一堂に会し、取引の考え方、方法、連携を結ぶために有意義な組織が必要と考える。 ・市場協力会下部組織で設置するもいいと思うが、市もオブザーバーとして参加することが必要である。

取引参加者	取引参加者意見	ヒアリングでの意見聴取
仲卸協同組合 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商売の敵は場内ではなく場外になってきている。 ・ 荷受、仲卸が一体化していかないといけない。 ・ 第三者販売、場外仕入れのルールをしっかりと決めて進むのみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲卸は、消費者の需要を把握している。このニーズに、今の卸は応えていない。 ・ 仲卸は、魅力ある物品、消費者が求めているものを卸から買いたい。 ・ 今こそ、卸・仲卸が一枚岩にならなくてはいけないと感じている。 ・ しかし、卸は、仲卸のテリトリーを侵し、敵的な存在になっている。 ・ 仲卸は、分荷、目利き機能を活かし、共通販売先への共同配送で経費削減に努めるべきである。 ・ 敵は市場外であることの認識を持つべきである。 ・ 卸、仲卸ともに、話し合える土俵が必要。その中でルール付けて進むべきである。
仲卸協同組合 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引ルールについて、開設者の考え方は、共通ルール以外のルールは規定しないとなっているが、現状では細部が、わからない。 ・ 第三者販売や直荷引きについては、今まで公にはしていなかったが、卸、仲卸とも実行していたことである。そのことから、当市場がどうすれば、今までのように、維持できるかを考えなければならない。 ・ その為には、今までの取引(第三者販売・直荷引き)の実態を、あり方研究会の中でさらけだし、実情を把握したうえでルール作りをしなければ、オブラートで包んだようなものになり何のためのルールかわからなくなる。 ・ 卸、仲卸各社が、当市場の為に連携していける規制作りは絶対必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の方針には賛成だが、卸、仲卸、売買参加者が、規制緩和後の内規的なルールとして何が必要なのか不明である。 ・ 仲卸の直荷引きの実態が明らかではないため、使用料納付のないこと。卸の第三者販売が条例どおりの申請なのか。この不透明な部分をさらけ出して、必要な取引参加者同士のルール付けをしなければ意味がない。 ・ 卸、仲卸の取引状況をお互いが理解した上で、連携していくことが大事である。

取引参加者の意見	開設者の考え
<p>1 開設者の示した方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者A：市の方針には理解。(条件付き) 卸売業者B：市が示した3つのルールの規制緩和について賛成。 卸売業者C：全国的に規制緩和方向。 ：浜松市だけが規制することのないように。 卸売業者D：市が示した3つのルールの条例規定は必要なし。 ：市場内の業者間のルール作りは、共通認識のために必要。 仲卸協同組合A：市の方針には賛成。 仲卸協同組合B：市の方針には賛成。 <p>2 市場内の業者間ルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 法規定はなくても市場内の業者間ルールは必要であり組織を設置すべき。 <p>3 市場運営費（売上高使用料の撤廃）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 青果部、水産物部では、委託率に大きな差があり、同じ料率で売上高割使用料が規定されていることは厳しすぎないか。 市の方針には賛成だが売上高算定基準の確認が難しくなるのではないか。 特に、3つのルールの緩和によって、市が確かな売上高を掴めるのか、不公平感が出ないか。 	<p>1 開設者の示した方針について</p> <p>【意見のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の方針について理解 (2) 青果・水産物部で定める市場内の業者間ルールは市場関係者で策定 (3) 市場運営費に関する事項は、今後の検討課題 <p>※意見書の提出がなかった団体には、市の方針に、ご理解いただいたと判断させていただきます。</p> <p>2 市場内の業者間ルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場取引は、取引業者間で調整することが重要。 市が市場取引の規制をすることは、取引参加者の裁量を侵害する。 <p>3 市場運営費（売上高使用料の撤廃）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場使用料について現状維持を考えている。 中央卸売市場認定には、卸売市場の健全な運営に必要な資金要件が付されている。 市場運営費（使用料）の見直しは、今後の検討課題と考える。 3つのルールの緩和による売上高の確認は、月単位の報告を検討している。 卸売業者の本業・兼業は、兼業の内容を確認し、仕分けを検討する。 仲卸業者の直荷引きは、市の検査を実施、実態を把握するとともに、公平な市場使用料の納付により、市場の業務運営の必要な資金の確保に努める。

浜松市中央卸売市場経営展望の取扱いについて

産業部中央卸売市場

1 目的

国により卸売市場を含めた食品流通構造の抜本的な見直しが図られたことに伴い、平成 28 年 6 月に浜松市中央卸売市場経営展望策定委員会により策定された「浜松市中央卸売市場経営展望（以下「経営展望」という）」の当面の間の取扱いについて確認するもの。

2 背景

(1) 経営展望の策定経過

- ・平成 22 年 10 月、「第 9 次卸売市場整備基本方針」から市場経営展望策定が盛り込まれる
- ・平成 25 年「今後の浜松市中央卸売市場のあり方研究会（以降「あり方研究会」）」を設置

【市場経営展望の方針策定】

- 『各社の経営体力があるうちに改革実施』
- 『市場活性化のための積極的な地方卸売市場への転換』
- 『指定管理者制度導入への方向性検討』

- ・平成 27 年「浜松市中央卸売市場経営展望策定委員会（以降「策定委員会」）」を組織
→「第 10 次卸売市場整備基本方針」を踏まえ平成 28 年 6 月、経営展望を策定

(2) 国による食品流通構造の抜本的改革

- ・平成 28 年 11 月、国は、農業競争力強化プログラムを発表
- ・生産者、消費者双方のメリット向上のため卸売市場を含めた食品流通構造の抜本的見直し
- ・平成 30 年 6 月、改正卸売市場法が成立、同年 10 月、関係政省令及び基本方針公表
※（各市場の状況に応じた取り組みで市場の活性化を期待するもの）
- ・平成 32 年 6 月、改正卸売市場法施行に伴い各市場において市場関係者との協議している
※（既存の中央卸売市場についても、再度、国に認定を受ける必要がある）

※経営展望策定時とでは議論の前提が大きく異なることとなっており、経営展望で策定した本市場における管理運営の方針、及び経営展望そのものの新制度下を見据えた取扱いについて、市場関係者、また策定委員会において確認する必要がある。

3 論点整理

(1) 法改正後の経営展望の取扱い

(ア) 農林水産省の卸売市場新制度下での取扱い

- ・法改正後の経営展望は、必須要件としていない。策定は、「開設者の任意」としている。

【参考：改正法第4条第2項では、卸売市場の認定申請の記載事項として、卸売市場の業務の運営体制及び必要な資金の確保が掲げられている。】

(イ) 総務省の要請による経営戦略の策定

- ・地方公共団体の公営企業各事業について、効率・経営健全化の検討を行い、中長期的経営の基本計画「経営戦略」を、平成32年度末までに策定するよう求められている。

※総務省『公営企業に関する経営戦略策定のお願いに当たって』より

『中央卸売市場は「経営展望」という類似の計画策定が要請されており、この計画を基に、経営戦略の策定を進めることは有用』

(2) 経営展望における『市場管理・運営の効率化』の考え方の卸売市場新制度との整合

(ア) 公設地方卸売市場への転換

- ・現在は、運営面の効果として、商取引の自由度や許認可事務の軽減を掲げている。
- ・新制度では、各市場の状況に応じた取り組みにより卸売市場の活性化を図るもの。
- ・市場関係者との協議、合理的なルール策定により実質的な効果を得る。

(イ) 指定管理者制度の導入

- ・経営展望では、管理・運営面の効果とし、コスト削減、自由度や迅速性を掲げている。
- ・中長期経営計画の検討は、施設・設備の合理化見通しと財源の確保は不可避である。
- ・市場特性を活かす創意工夫、資金調達を併せて実現するための方策も必要となる。

4 今後の方向性

(1) 将来を見据えた卸売市場の活性化を図る観点から、市場関係者との十分な協議のもと、平成30年度末を目途に新たな取引ルールの策定方針を決定するものとしている。

経営展望の取扱いについても、これら協議と併せて確認を進める。

(2) 市場施設の再整備等については、上記協議の延長線上として、民間活力の導入を含め、市場関係者等と継続して協議していく。

(3) その結果、今後の経営計画については、平成31年度末までに策定を予定している「経営戦略」に位置付けるとともに、策定後は、新制度の施行状況や情勢変化等を考慮し、一定期間経過後見直しを図っていく。

(4) この間、経営展望における『市場管理・運営の効率化』の考え方については凍結する。

